

資料 1 - 1	H18.10.5
障害者福祉団体説明会	
千葉市障害者自立支援課	

制度の主な変更点について

1 サービス体系の再編（→資料 1 - 2 参照）

- ・ サービス利用を地域生活への移行に結びつける訓練等給付を中心に、「障害福祉サービス」に新しいメニューが追加され、全 14 サービスとなりました。（従来の施設訓練等支援も障害福祉サービスとみなされるようになりました。）
- ・ 地域での生活を支える事業を地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」が開始されました。
- ・ 義肢、装具、車いすなどの「補装具」が自立支援給付に位置づけられました。
- ・ 児童福祉法による障害児施設の利用が、「障害児施設給付」と位置づけられました。

2 障害程度区分の採用（介護給付）

- ・ 支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、障害福祉サービスの介護給付の利用において、「障害程度区分」の認定が必要となりました。
- ・ 障害程度区分は、全国共通の 106 項目の調査による一次判定の後、医師等から構成される第三者機関（審査会）による二次判定を行って、非該当、区分 1～区分 6 の 7 段階に分けて決定されます。
- ・ 今後の介護給付サービスについては、利用できるサービスの種類や量が利用者の障害程度区分に応じて決定されることとなります。（資料 1 - 3 参照）

3 地域生活支援事業

- ・ 相談支援、コミュニケーション支援等からなる「地域生活支援事業」を開始しました。
- ・ 地域生活支援事業のうち、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援など 5 つのサービスについて、「地域生活支援給付」として、障害福祉サービスと同形態で実施します。
- ・ 日常生活用具の給付も地域生活支援事業に位置づけられました。

4 補装具・日常生活用具

- ・ 補装具と日常生活用具の利用者負担は、従来の応能負担から「原則 1 割の定率負担」に変わりました。
- ・ 対象となる用具については、両サービスの間で調整が行われました。

5 障害児施設給付

- ・ 従来の措置制度から「利用契約制度」に変更されました。
- ・ 利用者負担が、従来の応能負担から「原則 1 割の定率負担」に変わりました。